

長野県福祉サービス第三者評価受審マーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審し、その結果を公表した事業者が第三者評価受審マーク（以下「受審マーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 第三者評価を受審し、その結果を公表した事業者であること。

(使用基準)

第3条 前条の範囲に該当する者は、次の基準に基づき、広く広報物等（パンフレット、ホームページ及び職員名刺等）に受審マークを使用することができる。

- (1) 画像中のマークと文字を一体として使用すること。
- (2) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しないこと。
- (3) 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしないこと。
（マークが判別できる範囲で背景を重ねることは可）
- (4) 色を変えないこと。（単色での使用は可）

2 ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

3 受審マークの使用に当たっては、第三者評価を受審していない年度、事業所又は施設が第三者評価を受審したものと誤解されないよう、必要な措置を講じなければならない。

(受審マーク)

第4条 「受審マーク」は、別紙のとおりとする。

(使用料)

第5条 受審マークの使用料については、無料とする。

(使用の中止等)

第6条 県は、不適正な受審マークの使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

(受審マークに関わる権利)

第7条 受審マークに関する一切の権利は、長野県に帰属する。

(規程の改定)

第8条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

本規程は、令和8年9月1日から施行する。

(別紙) (第4条関係)

